

令和 2年 2月 28日

総合評価方式（工事）技術資料 収受印制度の取扱いに係る質疑応答について

「総合評価方式（工事）技術資料 収受印制度の取扱いについて」において、文書内にわかりにくい表現がありましたので、質疑応答を作成し再度お知らせします。

については、内容をご確認のうえ、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

質疑応答集

	入札参加業者からの質問	県回答
①	<p>令和2年2月1日以降公告分の工事の入札案件で、既に発注者が押印した下記2つの評価項目の「全県適用押印済み資料」は、使用可能か。又は、再発行を県へ求めるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績】 ・【県管理道路を含む除雪業務の契約実績】 	<p>これら2項目は、令和2年2月1日以降、「全県適用」は出来なくなりますが、発行事務所管内適用の「押印済み資料」としては、そのまま使用できます。（令和2年7月31日（5月31日を読み替え）まで使用可能）</p> <p>よって、県へ「押印済み資料」の再発行を求める必要はありません。</p> <p>なお、これら2項目以外の「全県適用」の取扱いは変更がなく、そのまま令和2年7月31日まで使用できます。</p>
②	<p>令和元年12月17日付け文書の記1に、『上記取扱いに伴い、技術資料を修正する』とあるが、誰が修正するのか。</p> <p>【添付（参考）参照】</p>	<p>修正する対象は、令和2年2月1日以降公告する工事の技術資料であり、発注者の方で修正します。</p> <p>なお、発注者から既に発行された押印済み資料は、修正の必要はありません。</p>
③	<p>上記文書により、技術資料に追記する『【注②】対象工事、有効範囲など評価対象が異なる押印済み資料の誤提出は、当該評価項目の加算点をゼロ点とする』</p> <p>の具体的な例をあげて欲しい。</p>	<p>別添【事例】のとおりです。</p>

【事例】

- ①ある工事の公告があり、企業の優良工事表彰の技術資料は資料①のとおり
- ②(株)〇〇建設は押印済み資料(資料②)を提出
- ③技術資料(資料①)で求めている評価対象(対象工事、有効範囲など)と、押印済み資料(資料②)の評価対象の内容が異なる
- ④押印済み資料(資料②)は技術資料(資料①)と見なせないで、当該工事の企業の優良工事表彰の加算点はゼロ点

(様式-5) (評価項目(2)-③)		資料① 公告のあった工事の技術資料
企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) 会社(企業体)名: 〇〇建設		
対象となる年度・機関等	島根県内の公共事業において、平成27年度から令和元年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)	
工事種別:	プレレストコンクリート構造物工事(旧プレレストコンクリート工事)	
建設工事の種類:	土木一式工事	
表彰者の区分		※竣工年度ではありません
受賞年度		
工事名の区分		
工事名		
工事種別		
建設工事の種類		
(1) 受賞工事の「工事種別」および「建設工事の種類」を証明する資料(入札公告の写しorプリントの写し)を添付すること。 (2) 表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。 (3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。 (4) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。 (5) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。 (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。		
技術資料提出工事名: 県道〇線 橋梁耐震工事		
提出事務所名: △△県土整備事務所		
有効範囲: 令和2年7月31日までに入札公告された工事		
今後、△△県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。		
技術資料の提出方法 「企業入カシート」の「押印済み資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択して下さい ※ 押印済み資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。		(収受印)
【注①】収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。 【注②】対象工事、有効範囲など評価対象が異なる押印済み資料の提出は、当該評価項目の加算点をゼロ点とする。		

(様式-5) (評価項目(2)-③)		資料② 参加業者から提出された押印済み資料
企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) 会社(企業体)名: 〇〇建設		
対象となる年度・機関等	島根県内の公共事業において、平成26年度から平成30年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)	
工事種別:	一般土木工事 維持修繕工事	
建設工事の種類:	土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事	
表彰者の区分	知事	※竣工年度ではありません
受賞年度	平成30年度	
工事名の区分	契約工事名	
工事名	(主)〇〇線 改築工事 第1期	
工事種別	一般土木工事	
建設工事の種類	土木一式工事	
(1) 受賞工事の「工事種別」および「建設工事の種類」を証明する資料(入札公告の写しorプリントの写し)を添付すること。 (2) 表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。 (3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。 (4) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。 (5) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。 (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。		
技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事		
提出事務所名: △△県土整備事務所		
有効範囲: 令和元年7月31日までに入札公告された工事		
今後、△△県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。		
技術資料の提出方法 本技術資料により提出します。 ※ 押印済み資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。		(収受印)
【注①】収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。 【注②】対象工事、有効範囲など評価対象が異なる押印済み資料の提出は、当該評価項目の加算点をゼロ点とする。		

← 工事種別がプレレストコンクリート構造物工事でない

← 有効範囲が過ぎている

※押印済み資料を使用する場合は、その評価対象が、当該入札案件で求めている条件と合致することが必要です。合致しない場合は、通常どおり必要な技術資料の提出をお願いします。